

法律により野焼きは
禁止されています!!



廃棄物(ゴミ)を「野焼き(野外焼却)」することは、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律で
禁止されています

長野県



野焼き(野外焼却)は、悪臭、煙、すすを発生させるなど生活環境に悪影響をもたらします。

そのため、廃棄物処理法では、地面に穴を掘ってゴミを焼却したり、ドラム缶・ブロック囲いなどでゴミを焼却したりすることを禁止しており、違反した場合は罰則が科されます。

禁止事項(廃棄物処理法第16条の2,摘要)

何人も、廃棄物を焼却してはならない(※例外あり)

罰則(廃棄物処理法第25条)

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

※禁止事項の例外

- 一 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令等により行う廃棄物の焼却
- 三 政令で定める公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
(風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの/農林業・漁業を営むためにやむを得ないもの/たき火その他日常生活を営む上で通常を行われる軽微なもの など)

野焼きを見かけたらお近くの市町村、警察または
長野県不法投棄ホットライン(0120-530-386)へ情報提供をお願いします

